

**職業安定法施行規則及び建設労働者の
雇用の改善等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案要綱**



厚生労働省発職派0117第1号

平成26年1月17日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱

第一 職業安定法施行規則の一部改正

一 手数料

(一) 受付手数料の最高額の改正

受付手数料の最高額を、一件につき六百九十円（消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受ける者（以下「免税事業者」という。）にあつては、六百六十円）とするものとする。

(二) 紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額を、次のいずれかに掲げる額とするものとする。

イ 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（ロ及びハの場合を除く。）

ロ 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（ハの場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・

三)に相当する額

ハ 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額

二 職業紹介事業報告書

職業紹介事業報告書の様式を、次のとおり改めるものとする。

- (一) 有料職業紹介事業報告書及び無料職業紹介事業報告書（様式第八号）について、「活動状況」の報告項目に有効求人数を、「収入状況」の「職業安定法第三十二条の三第二項の規定による手数料」の報告項目に件数をそれぞれ追加し、その他所要の整備を行うものとする。
- (二) 特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第八号の二）について、「活動状況」の報告項目に有効求人数を追加し、その他所要の整備を行うものとする。

- (三) 地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第八号の三）について、「活動状況」の報告項目に有効求人数を追加し、産業別区分での報告を取扱業務等の区分での報告とし、その他所要の整備を行うものとする。

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 受付手数料の最高額の改正

受付手数料の最高額を、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）とするものとする。

二 紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額を、次のいずれかに掲げる額とするものとする。

- (一) 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（(二)の場合を除く。）

- (二) 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該

支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額

第三 その他

一 この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に際し必要となる経過措置その他所要の規定の整備を行うものとする。

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱

第一 職業安定法施行規則の一部改正

一 手数料

(一) 受付手数料の最高額の改正

受付手数料の最高額を、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）に改めるものとする。

(二) 紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額を、次のとおり改めるものとする。

イ 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（ロ及びハの場合を除く。）

ロ 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（ハの場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・

三)に相当する額

ハ 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額

二 職業紹介事業報告

職業紹介事業報告書の様式を、次のとおり改めるものとする。

- (一) 有料／無料職業紹介事業報告書（様式第八号）、特別の法人無料職業紹介事業報告書（様式第八号の二）、地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第八号の三）について、「活動状況」の「求人」の報告項目に「有効求人数」（三月末における有効求人数）を追加すること。
- (二) 有料職業紹介事業報告書（様式第八号）について、「収入状況」の「職業安定法第三十二条の三第二項の規定による手数料」の報告項目に件数を追加すること。

- (三) 地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第八号の三）の報告内容について、取扱業務等に係る区分を職業分類区分での報告とし、様式ごとの報告内容を統一すること。

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 受付手数料の最高額の改正

受付手数料の最高額を、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）に改めるものとする。

二 紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額を、次のとおり改めるものとする。

- (一) 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（ロの場合を除く。）

- (二) 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額

の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額

第三 その他

一 施行期日

この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

二 その他

この省令の施行に際し必要となる経過措置その他所要の規定の整備を行うものとする。